

## 令和8年度洋上風力発電導入検討支援業務委託 仕様書

### 1 業務名

令和8年度洋上風力発電導入検討支援業務委託

### 2 目的

静岡県では、更なる再生可能エネルギー導入拡大の可能性を検討するため、令和6年度に「再生可能エネルギー等導入拡大基礎調査」、令和7年度に遠州灘沿岸自治体と県によるあり方検討会を設置し、検討を進めてきた。今年度は、洋上風力のあり方の議論を深めるため、沿岸自治体と県、漁業関係者による「洋上風力発電に関する地域検討会」（以下、「地域検討会」という。）を設置することとしている。

本業務では、地域検討会の円滑な運営支援並びに地域検討会の議論に必要となる漁業操業実態調査及び景観調査・フォトモンタージュ作成を主な業務内容として実施する。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月10日（水）

### 4 業務内容

#### (1) 計画準備、打合せ協議

業務内容に関する方針確認や疑義事項の解決等のため、担当者による業務打合せを行う。打合せの回数は、業務着手時1回、中間3回、成果物納品時1回の計5回程度とする。なお、打合せの回数は、協議の上、変更できるものとする。

#### (2) 地域検討会の運営支援

意見交換及び情報交換を通じて、洋上風力発電のあり方についての議論を深めることを目的とした地域検討会を実施する。

地域検討会は、県、関係自治体、漁業関係者（以下「出席者」とする。）その他関係者が出席し、開催頻度は4回程度とする。

なお、開催方法等の詳細については、県と協議の上、決定するものとする。

##### ①地域検討会準備作業

- ・出席者が洋上風力のあり方を検討する上で必要となる会議内容等の検討

##### ②地域検討会運営支援

- ・会場設営、撤去
- ・検討会資料作成、検討会での説明、議事録作成

※資料の作成・印刷に要する経費は受託者の負担とし、会場や必要な備品の使用料は、本業務に含まないものとする。

#### (3) 漁業操業実態調査

遠州灘沖における洋上風力のあり方の議論を深めるための資料として、机上及び聞き取り調査等を実施し、漁業者の操業実態を把握する。

机上及び聞取調査は、遠州灘沖で操業する南駿河湾、遠州、浜名の各漁業協同組合事務所及びその支所等を訪問して実施し、調査対象は最大 13 か所程度（調査対象は、各漁業協同組合との協議により変更する可能性がある。）を想定する。

調査時期は、主に 7～9 月頃を想定するが、県及び関係者との協議により決定する。なお、既存の調査資料の活用も可能とする。

その他、実態調査の進め方の詳細については、県と協議の上、決定するものとする。

#### (4) 景観調査・フォトモンタージュ作成

遠州灘沖における洋上風力のあり方の議論を深めるための資料として、机上及び現地調査を実施し、沿岸からの眺望や景観資源の現状を把握する。

また、現地で撮影した写真等に風力発電設備の完成予想図を合成（フォトモンタージュ）し、動画や静止画により景観の変化を視覚的に予測した資料を作成する。なお、眺望点の選定や風力発電設備の設置場所、各設備の離隔距離等の想定については、県と協議のうえ決定するものとし、作成枚数は 12 パターン程度とする。

#### (5) その他調査・資料の作成

候補海域における船舶運航状況や自然的状況等に関する調査・資料作成など国に情報提供する場合に必要な資料を作成する。

#### (6) とりまとめ、今後の取組の検討

検討会支援、漁業操業実態調査及び景観調査をとりまとめて報告書を作成するとともに、国への情報提供に必要な内容の整理及び将来的な事業者選定に至るまでの地方自治体（県・市）における必要な取り組みと課題・検討事項を整理したロードマップを作成する。

### 5 その他留意事項

受託者は、企画提案書に記載された提案内容を遵守すること。

### 6 成果品の提出

成果品は次のとおりとする。

#### (1) 提出物

- ア 実績報告書
- イ 検討会の開催内容及び結果
- ウ 漁業操業実態調査の結果
- エ 景観調査の結果及び作成したフォトモンタージュ
- オ その他関連資料

#### (2) 提出部数

完了報告書 1 部

完了報告書の電子データ（CD-R もしくはファイルダウンロードサービス）1 式

(3) 提出期限

令和9年3月10日(水)

(4) 提出場所

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

7 留意事項

(1) 業務の実施体制の構築及び管理技術者等の選任

ア 契約締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。

イ 業務の履行に当たっては、管理技術者を選任すること。管理技術者は、本業務又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理に関する責任者を充てること。

(2) 業務実施に伴うリスクについて、受託事業者の責に帰すべき事由により発生するリスクについては、受託事業者が責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

(3) 本業務に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県に報告すること。

(4) 県から業務の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、報告すること。

(5) 受託事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。

(6) 受託事業者は、本業務に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、業務実施期間中及び業務完了後を問わず、第三者に漏洩してはならない。

ただし、県に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。

(7) 本業務により制作された成果物の著作権は全て県に帰属するものとする。

(8) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や、業務の遂行上必要と認められるもので仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で業務を進めること。